

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する 診療報酬上の主な特例まとめ

【臨時的取扱い関係】

分類・項目		点数の概要	備考（疑義解釈含む。）
外来	新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）に診療を実施した場合	①「外来対応医療機関」の指定を受け、受入患者を限定しない旨を公表している場合：「院内トリアージ実施料」 300点 ② ①以外の場合： 147点 （B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の場合」の点数を算定）	(1)①②ともに、必要な感染予防策を講じて診療した場合に算定可能（初・再診時を問わない） (2)初・再診料を包括する（認知症）地域包括診療料、小児かかりつけ診療料を算定している患者についても算定可能 (3)新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）のみに院内トリアージ実施料を算定する場合には、施設要件に関する届け出 (4)①について、令和5年8月末までに受入患者を限定しない形に移行する場合も算定可能（この場合、受入開始時期の院内掲示が必要）
	新型コロナ感染患者に対して新型コロナに係る診療を実施した場合	新型コロナ感染患者へ療養指導を行った場合： 147点 （B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の場合」の点数を算定）	(1)入院中以外の新型コロナ感染患者に対して外来診療（対面）で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等について発症後7日以内に指導を行った場合に算定可能 (2)指導内容の要点をカルテに記載する必要あり (3)院内トリアージ実施料（上記①②）と併算定可能
電話診療等	初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合	214点 （A000初診料の注2に規定する点数を算定）	(1)医薬品の処方等を行う場合には、調剤料、処方料、処方箋料等も算定可能 (2)本特例は、令和5年7月31日まで なお、令和5年8月1日以降も、情報通信機器を用いた診療を行う場合には、令和5年7月31日まで施設基準に関する届け出が必要
入院調整	新型コロナ感染患者の入院調整を実施した場合	入院調整を実施し、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合：「救急医療管理加算 I」 950点	(1)入院中の新型コロナ感染患者についても算定可能 (2)小児外来診療料等の診療情報提供料（I）に係る費用が含まれている場合にもおいて算定可能 (3)新型コロナ感染患者のみに救急医療管理加算 I を算定する場合には、施設要件に関する届け出は不要 (4)行政による入院調整が実施された場合は算定不可
在宅	新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）に往診・訪問診療を実施した場合	往診等において必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合：「院内トリアージ実施料」 300点	
	新型コロナ感染患者に対して往診・訪問診療を実施した場合	新型コロナに関連した緊急の訴えに基づいて速やかに往診を実施した場合 又は 新型コロナに関連した継続的な診療の必要を認めて訪問診療を実施した場合：「救急医療管理加算 I」 950点	(1)「緊急往診加算」は算定要件を満たしていれば、併算定可能 (2)同一の患家等で2人以上の新型コロナ感染患者を診療した場合について、2人目以降の患者に対して往診料を算定しない場合であっても算定可能

※入院医療に関する取扱い及びその他詳細は、厚生労働省令和5年3月31日付け事務連絡等を御確認ください。

【令和4年度改定関係】

加算名称	概要	点数	施設要件に該当する医療機関
感染対策向上加算 I	医療機関における感染対策等を評価するもの（施設要件に関する届け出が必要）	710点	令和5年1月1日以降、新型コロナの重点医療機関の指定を受けていたことがある医療機関のうち、過去6か月以内に新型コロナに関する入院医療実績がある（院内クラスターなど入院後に感染が判明したものを除く）
感染対策向上加算 II		175点	地域の診療所からの要請等に応じて新型コロナ疑い患者を救急患者として診療し新型コロナ感染診断をする場合、必要に応じて入院受入が可能な体制を確保した上で、過去6か月以内に新型コロナに関する入院医療実績がある（院内クラスターなど入院後に感染が判明したものを除く）
感染対策向上加算 III		75点	「外来対応医療機関」の指定を受け、受入患者を限定しない（令和5年8月末までに受入患者を限定しない形に移行する場合を含む）旨を公表している
外来感染対策向上加算		6点	

※施設要件の届け出内容は、厚生労働省令和4年3月4日付け保医発0304第2号事務連絡等を御確認ください。